第３回新庁舎に関する調査特別委員会資料

庁舎施設整備等に関する進捗状況について

平成２７年９月８日
嘉麻市庁舎建設設置本部会議
（事務局：嘉麻市　庁舎・交通体系対策室）

【内容】

１章　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況について

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

３章　公開質問状に関する回答について
（平成２７年８月３日回答）

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

１章　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況について

１　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成27年嘉麻市条例第２号）（※抜粋）

※審議会条例、規則の条文は、「別添資料1」参照

（設置）

第1条　嘉麻市の新庁舎施設整備、支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能等を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）新庁舎建設基本計画（案）に関すること。

（2）支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。

（3）その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

１章　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況について

１　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成27年嘉麻市条例第２号）（※抜粋）

（組織）

第3条　審議会は、委員12人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者　１人以内

（2）公共的団体等が推薦する者　９人以内

（3）市民からの公募による者　２人以内

（任期）

第4条　委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了するまでの間とする。

※第5条以下 「略」

１章　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況について

２　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会　委員名簿

区　分	団　体　名	氏　名	備考
1号委員	近畿大学産業理工学部	井 原　徹	会長
2号委員	山田地区行政区長会	村 上 曙 生	
	稲築地区行政区長会	大 山 征 男	
	碓井地区行政区長会	坂 田　勲	副会長
	嘉穂地区行政区長会	田 中　穆	
	嘉麻市社会福祉協議会	芹 野 彌 生	
	嘉麻商工会議所	松 岡 光 昭	
	嘉麻市商工会	野 見 山 利 三	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	有 吉 直 子	
	嘉麻市PTA連合会	野 上 真 吾	
3号委員	公募委員	藤 井 幹 裕	
	公募委員	廣 瀬 公 彦	

平成２７年８月２１日現在　《区分別、順不同、敬称略》

１章　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況について

３　諮問内容

※実際の諮問書（写）は、
「別添資料2」参照

27嘉庁第42号
平成27年8月21日

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会
会　長　　井原　徹　　殿

嘉麻市長　　赤間幸弘

新庁舎建設に伴う下記事項について、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成27年3月16日嘉麻市条例第2号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

1　新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
2　支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
3　その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

諮　問　理　由

本市内には4つの市庁舎が存在しますが、どの庁舎も建築から30年以上が経過し、

１章　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況について

３　諮問内容

老朽化が顕著となってきています。また、各庁舎とも狭隘なため、分庁方式を取らざるを得ず、行政のサービスの分散化などによる市民サービスの低下、バリアフリーや防災対策、情報化などへの対応など、現在の庁舎は多くの問題を抱えています。

また、嘉麻市行政改革審議会においても、嘉麻市の将来における危機的な財政状況を危惧する意見が示され、財政状況の改善を図る1つの手段である、分庁方式の解消、行政組織の効率化、職員の削減等を実現するためにも、庁舎問題の解決が必要不可欠であると指摘されているところであります。

財源の乏しい本市においては、新庁舎建設に対する有利な財源である合併特例債を活用できる期限での早急なる対応が求められるところであり、その状況を踏まえ、事業の推進を図るべく、このたび支所のあり方等を含む、新庁舎建設に係る基本計画を策定することといたしました。

この新庁舎建設の取り組みは、本市の将来のまちづくりの方向性を定める重要な事業の1つであると考えており、市民の皆さんの関心も大変高い事業でもあります。

以上のことから、貴審議会におかれましては、更なる市民の皆さんの安心・安全の確保、新庁舎に求められる機能など、本市をめぐる多岐にわたる課題に対し、広く市民に利用され、親しまれる庁舎整備につきまして、大所高所からの調査審議をお願いし、支所のあり方も踏まえた新庁舎施設整備の取り組みに対し、答申を賜りたく諮問する次第であります。

１章　嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況について

４　審議会スケジュール（平成27年8月21日現在）

項目		平成27年８月	９月	１０月	１１月	１２月	平成28年１月	２月	３月
審議会	会議日程	第1回 8/21	第2回 9/18	第３回 10/16	第４回 11/20		第5回 1/15	第6回 2/19	
	諮問・説明	→							
	協議		→	→	→	→	→		
	まとめ・答申						……→ とりまとめ	答申	

項目	平成27年８月	９月	１０月	１１月	１２月	平成28年１月	２月	３月
市議会		・報告			・報告			・報告 ・関連予算提出 ・関連条例提出

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

１　趣旨

この嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）（以下「骨子案」という。）は、嘉麻市の庁舎課題に関し、これまで実施した嘉麻市庁舎に関する意識調査（アンケート）、市民説明会・出前講座等でのご質問やご意見、庁内の調査研究組織である各専門部会のとりまとめ結果、また、嘉麻市の財政状況、少子高齢化の進展の課題、公共交通機関の現状等を踏まえ、今後、具体的な庁舎整備に関する基本計画を定める前提として必要となる方向性（ビジョン）について、骨子案としてここに定めるものである。

この基本計画（骨子案）については、議会報告後、審議会での基本計画案の調査審議資料として活用予定

※　嘉麻市新庁舎建設設置本部及び各専門部会の会議開催状況等については、巻末資料に掲載しています。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

２　本庁舎の位置、施行日

平成24年12月27日に議決され、翌日の28日に平成24年嘉麻市条例第29号として公布された嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例により、本庁舎の位置は、嘉麻市岩崎1180番地1（＊稲築多目的運動広場（旧稲築高校）のある場所となっている。

ただし、当該条例の施行日は規則に委任されているため、新たに設置する本庁舎（以下「新庁舎」という。）の供用開始を予定している平成32年4月1日を施行日とする当該条例の施行日を定める規則を制定する必要がある。

（＊①この規則制定時期については、庁舎整備に関する基本計画に基づく関連予算の議決後を予定とする。　②併せて関連条例の一部改正（スポプラ関係、支所関係、福祉事務所関係等）の改正条例についても準備が必要となる。）

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（1）情報共有・説明責任

広報誌、ホームページ等による積極的な情報提供、また、アンケート、説明会・出前講座等の開催による情報共有を実施している。

今後も、様々な機会、媒体を通じ、庁舎に関する情報を発信していくこととする。

特に、基本計画策定については、個別具体的な議論も必要となるが、これらについては、審議会を設置し多様なご意見をいただきこれらを施策に反映していくものとする。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

(2)行政改革の実施

今後の収入不足が想定される嘉麻市において、行政改革の断行は嘉麻市全庁的な最重要課題であり、この実現については、行政改革の専門セクションである財政課を中心に今後一層の対応が行われる予定である。

また、庁舎課題においては、従来指摘されている職員数の過大解消を含めた、職員適正化、分庁の解消、組織の合理化・スリム化等について、以下の方向性により職員350人体制に向けた職員配置を行う予定である。

【職員350人体制に向けた職員配置】

①職員数の推移

平成28年度　425人

平成32年度　391人

平成39年度　350人

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

②新庁舎の建築面積に関する仮定条件

建築費用の抑制等を踏まえ、上記①の350人体制を基本とした建築面積を今後の必要建築面積の仮定条件とする。

＊課題：41人相当の職員を新庁舎に配置することができない。

③職員配置の方向性

・原則、全職員は新庁舎に配置

・支所は、稲築地区を除く3地区に設置し、支所別に1課2係制とし、現在の支所業務の他、地域相談・地域振興対策に係る所掌を付加する。（配置職員は10人程度を想定）

＊平成32～38年度の間、上記①②により新庁舎に配置できない部署、職員は碓井庁舎に配置する。（配置部署は、執行機関として独立性のある教育委員会を想定する。また、現在山田市民センターに配置している教育センターの配置についても検討する。）

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

(3) 地域活性化

従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として活性化され発展することが重要である。

このことについては、新しい総合計画等において、今後のまちづくりの重要な拠点とし、市の全体ビジョンとして位置づけ、専門的な部署が配置され活性化を図る予定である。

また、庁舎課題と関連する地域活性化の一つの戦略位置として、既存の庁舎場所の利活用が考えられる。現状については、次の方向性において検討を進めるものとするが、審議会等での意見をいただきながら、検討していくものとする。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

(3) 地域活性化

【利活用の方向性（全体事項）】

＊　山田地区、碓井地区、嘉穂地区に支所を設置する。

＊　支所の規模は諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また、地域振興やコミュニティ拠点として、職員10人程度の職員が勤務できる執務室、期日前投票や各公共的団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースを持つ施設をイメージとする。

＊　現状において、各庁舎位置から遠方にある地域においては、郵便局等での住民票等の交付の実現性について検討する。

＊　住民の利便性を図るため、市バス等の循環バスの運行を検討する。

＊　各庁舎の利活用計画、実施については、庁内に専門の部署（係）を設置し、具現化を図る。

※庁舎資産利活用イメージ（全体事項）

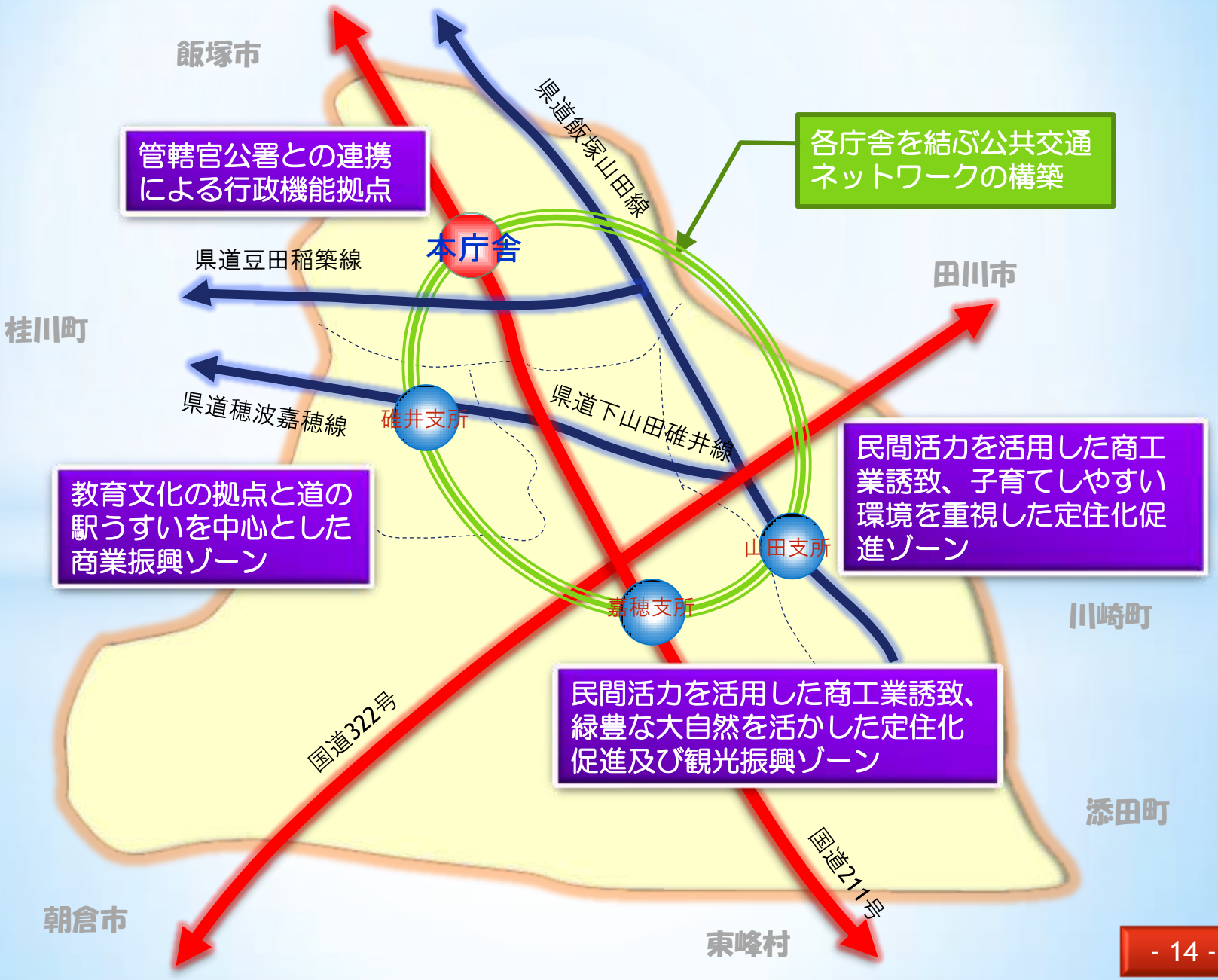

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（3）地域活性化

【利活用の方向性（各庁舎利活用イメージ）】

①碓井庁舎（平成32年度末の償却残余年数は、11年）

◆庁舎として（1階、2階の一部、3階の一部）

・平成32～38年度　教育委員会（教育センター併設）の設置

・支所の設置

・既設システムのサーバー室

＊その他（端末情報のバックアップセンター・公文書館等の検討）

◆公民館として（2階の一部、住民センター）

・碓井地区公民館

・一部を観光まちづくり団体等への借用

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（3）地域活性化

【利活用の方向性（各庁舎利活用イメージ）】

①碓井庁舎（平成32年度末の償却残余年数は、11年）

◆公共施設として（碓井庁舎前面駐車場ゾーン）

・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図る。（※1PFI, ※2PPPも検討）

・公募による民間活力公募がなかった場合は、碓井庁舎前面の芝生化、遊具設置（道の駅を訪れる家族層の遊び場所、憩いの場として）等を行い、道の駅うすいを中心とし、商業集積地としての利活用を検討する。

※1 PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法です。
　民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの縮減ができます。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（3）地域活性化

【利活用の方向性（各庁舎利活用イメージ）】

①碓井庁舎（平成32年度末の償却残余年数は、11年）

※2 PPP(Public Private Partnership)とは、官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態である。たとえば水道など、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法を指しています。

PFIとの違いは、PFIは、国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法を指しているのに対して、PPPは、たとえば事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。

※庁舎資産利活用イメージ（碓井庁舎）

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（3）地域活性化

【利活用の方向性（各庁舎利活用イメージ）】

②山田庁舎（平成32年度末の償却残余年数は、4年）

＊庁舎としては、残余年数から合併特例債が活用できる期限のうちに除却するのが最善と思われるため、これを前提として方向性を定める必要がある。

◆庁舎として

・合併特例債の期限内に除却する。

・支所は、市バスのバス停の利便性等を考慮し、山田生涯学習館周辺部に設置する。

◆関連施設として

・民間事業となるCATV関係施設は、残存するため、区画整理が必要となる。

・山田庁舎奥に従来住居があるため、敷地内の一部を道路認定する等の区画整理が必要となる。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（3）地域活性化

【利活用の方向性（各庁舎利活用イメージ）】

②山田庁舎（平成32年度末の償却残余年数は、4年）

◆民間活用施設として

・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図る。（PFI，PPPも検討）

・公募による民間活力公募がなかった場合は、上記関連施設を除き、分譲宅地とし、定住化を図る。

※庁舎資産利活用イメージ（山田庁舎）

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（3）地域活性化

【利活用の方向性（各庁舎利活用イメージ）】

③嘉穂庁舎（平成32年度末の償却残余年数は、1年）

＊庁舎としては、残余年数から合併特例債が活用できる期限のうちに除却するのが最善と思われるため、これを前提として方向性を定める必要がある。

◆庁舎として

・合併特例債の期限内に除却する。

・敷地の一部に支所の設置

◆民間活用施設として

・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図る。（PFI，PPPも検討）

・公募による民間活力公募がなかった場合は、上記支所施設を除き、分譲宅地とし、定住化を図る。

⇒　特に、隣接する旧大隈小学校の校舎敷地との一体的な整備計画が望まれる。

※庁舎資産利活用イメージ（嘉穂庁舎）

【嘉穂庁舎周辺情報】
・保育所まで数分
・嘉穂小学校まで徒歩7分
・嘉穂中学校まで徒歩15分
・嘉穂総合高校大隈城山校まで数分
・私立病院まで5分
・銀行、郵便局まで徒歩5分

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

（3）地域活性化

④稲築庁舎（平成32年度末の償却残余年数はない。19年経過）

※　庁舎としては、残余年数から合併特例債が活用できる期限のうちに除却するのが最善と思われるため、これを前提として方向性を定める必要がある。
※　個別具体的な稲築地区庁舎資産関係の活用検討は、新庁舎の基本計画と一体性があるため、別途とする。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

(4)安心・安全な施設

①岩崎地区における過去の水害記録、治水工事の状況

【明治時代まで(稲築町史より)】＊規模等の詳細内容は不明

・嘉永3年(1850年)に水害あり(大雨との記述)。

・明治24年(1891年)に水害あり(堤防の決壊)。

※明治24年以降、堤防決壊による水害記録はない。

【大正時代以降(稲築町史、遠賀川河川事務所資料等より)】

・河川事務所により昭和時代に堤防等の整備工事が進捗。

・平成3年、局所的な豪雨(2時間200ミリ、5時間280ミリ)。
水路の流量規模不足による現在の稲築庁舎裏(現在の土木課)で10センチ程度の冠水。

・平成5年～平成11年に稲築庁舎裏の水路改修。

・平成7年、遠賀川の白門堰の固定堰を可動堰に改修。

・平成22年から県道豆田稲築線のボックスカルバートの設置工事実施中。

※平成5年以降、様々な水路の流量規模不足を解消する事業(いわゆる内水対策)が、庁舎建設予定地周辺は実施されている。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

(4)安心・安全な施設

②洪水ハザードマップについて

浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川及び泉河内川がはん濫した場合に想定される浸水想定区域を示したもの。遠賀川は150年に1回、泉河内川は100年に1回程度の豪雨が降り、かつ、当該箇所の堤防が破れるなど決壊した場合の想定浸水の深さ。

遠賀川の河川や堤防を管轄する国土交通省の遠賀川河川事務所では、このハザードマップの浸水想定区域等を参照し、遠賀川流域の人々の暮らしを守るため、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業（堰（せき）や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新）が行われている。

市では、庁舎建設予定地周辺部の堤防の状況は、安全性が確保された完成堤防（今後当分の間は整備予定のない完成形）と確認しているが、この地域の堤防のみでなく、嘉麻市全体の遠賀川流域の堤防管理等について、遠賀川河川事務所に今後も要望していく。

２章　嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）について

（平成２７年８月１７日嘉麻市新庁舎建設設置本部決定）

３　庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性について

(4)安心・安全な施設

③断層について

平成27年5月に開催の市民説明会で指摘のあった、候補地の直下には岩崎断層があり、これが活断層という指摘があった。
文科省の地震調査研究推進本部、福岡県の防災アセスメント調査、指摘のあった論文等を調査したが、岩崎断層が活断層であるとは確認できない。

④安心・安全な施設の整備の方向性について

当地については、上記①～③の土地属性を有する。
水害対策については、堤防強化事業の必要性のない完成堤防であること、また、平成時代に実施の内水対策事業により、一定の安全性は満たされていると判断されるため、現状において大量の切土・盛土を伴う造成工事は想定されないが、今後の建設基本計画作成の中で建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討する。
また、耐震について、地震はいつ何処で発生するかは想定が困難であるため、より耐震性のある施設を計画していくものとする。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

■公開質問状について
　　質問団体・・・住民無視の庁舎建設を反対する会
　　質問日　　・・・平成２７年７月２７日（回答期限　同年８月３日）

■公開質問状の回答について
　　回答日　　・・・平成２７年８月３日
　　回答内容の公開　・・・　平成２７年８月５日に嘉麻市ＨＰにて公開

■回答内容
　　次ページの以降の内容において文書調製し回答した。
　　（※正式な回答文書はＡ４サイズ縦１２ページで回答）

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

２７嘉庁第２８号
平成２７年８月３日

住民無視の庁舎建設に反対する会
〇〇〇〇　　〇〇〇〇　殿　（※個人情報のため名前は伏せています。）
〇〇〇〇　　〇〇〇〇　殿

嘉麻市長　　赤　間　幸　弘

平成２７年７月２７日に提出された公開質問状に関する回答について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、標記のとおり提出された質問状について、下記のとおり回答します。
なお、この文書（公開質問状の回答）を貴会が各世帯へ配布される場合は、この回答文書の複製により配布されますようお知らせします。
また、市においても、市民への情報提供の観点から、嘉麻市のホームページ、情報コーナー等にて、この文書の公開を予定していますので予めお知らせします。（なお、個人を特定する氏名については伏せさせていただきます。）

（問合せ先）
嘉麻市　庁舎・交通体系対策室
TEL　62-5677、FAX　62-5018

※実際の回答書（写）は、
「別添資料3」参照

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔公開質問状による質問１〕
　市長は、「議会で可決された条例であり自らの選挙公約でもある。」として、庁舎建設事業を進めています。しかし、議会の議決は、庁舎の位置のみの決定であり、事業執行の議決ではありません。市長として、庁舎建設を進めるのであれば、「自治基本条例第5章　市長等の役割及び責務並びに第7章　参画及び協働」に照らし、運用に反していると解するが如何か。また、反していないとすれば、その理由を問いたい。

【嘉麻市の回答１】
　本庁舎の位置は、現在の碓井庁舎から稲築多目的運動広場（稲築高校跡地）に変更になることが平成２４年１２月市議会の議決により、また、新庁舎施設整備・支所庁舎のあり方・支所に必要な機能等を調査審議する審議会の設置と基本計画作成に関する予算は平成２７年３月市議会の議決により決定しています。この稲築多目的運動広場の場所には庁舎施設がありませんので、新庁舎の規模や内容、または、支所のあり方や機能等について整理し、これらの施設整備等に必要となる予算案を市議会に改めて提案し、議決いただいた後に初めて事業執行が可能になります。
　現在の進捗としては、本年度（平成２７年度）にこれらの予算案の基礎となる建設基本計画案の作成を進めている状況です。
　なお、この基本計画の作成にあたっては嘉麻市自治基本条例の規定により、平成２７年１月に市民アンケートの実施、広報誌や市民説明会による情報提供等を行い、さらに、審議会により様々なご意見をいただく予定にしているなど、市民参画の多様な制度・施策を実施しており、嘉麻市自治基本条例の趣旨通りの運用であると考えています。

〔参考：平成２４年１２月の庁舎の位置を定める条例の一部が改正されるまでの主な経緯〕

○平成１８年３月２７日　嘉麻市誕生
　合併協定項目における事務所の位置
　・当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。
　・本庁以外の庁舎は、総合支所とする。
　・財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〇平成２０年９月議会にて
　　碓井庁舎を増築し、碓井庁舎を本庁に位置づけること等について検討する「庁舎増改築調査委託料」について、当時の市長から予算提案されたが、議員からの反対の意見等があり予算執行が見送られた。

〇平成２３年３月１６日
　分庁問題に関する報告書作成（行政改革推進本部組織機構改編専門部会作成）
　・分庁方式における問題点の整理及び分庁解消による効果並びに統合庁舎の考え方を取りまとめる。

〇平成２３年６月１０日～平成２４年１２月１１日
〔新庁舎に関する調査特別委員会（計7回）。※議会の特別委員会〕
　　庁舎問題検討報告書において示された４候補地について投票を行い、碓井庁舎増築３票、碓井グラウンド０票、稲築多目的運動広場１２票、牛隈交差点１票、白票４票となり、議会の意向としては稲築多目的運動広場として取りまとめられた。

〇平成２４年１２月１８日〔議会本会議〕
　嘉麻市市役所新庁舎の建設に関する決議
　・議会として「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築することを求める。
　　採決：賛成１５票　反対６票　により、原案のとおり可決

〇平成２４年１２月１８日〔議会本会議〕
　議員提案「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」
　・内容：市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出される。
　　採決：賛成16票、反対6票により、原案のとおり可決

〇平成２４年１２月２７日〔議会本会議〕臨時議会　（再議）
　・再議理由：市民への説明不足及び財源の見通しが不確定
　・再議の採決：賛成14票、反対７票、欠席１人により、改正条例案可決

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔公開質問状による質問２〕
　平成24年12月の議会において、嘉麻市庁舎の位置の改正議案は可決されたが、恣意的意図が見え隠れする「庁舎問題検討報告書」の特別委員会の審議により、本会議での議員緊急動議から特別議決で決定した。
　しかし、その後、ハザードマップから立地ケ所が浸水地域であり、それに伴う対処方法など重大な問題が庁舎課題説明会で出されたが、何一つ、市民を納得させうる回答はなかった。
　岩崎断層や造成工事による対処法と事業費等は、どう回答されるのか。また、市民の安全・安心なまちづくりを推進される市長として、防災等に関する立地ケ所周辺環境への影響をどのように考え、対処されるのか見解を示して欲しい。

【嘉麻市の回答２】
〇洪水ハザードマップの浸水想定区域について
　国等が平成１４年に策定した浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川及び泉河内川がはん濫した場合に想定される浸水想定区域を示したものであり、遠賀川に１５０年に１回の確率における豪雨が降り、かつ、当該箇所の堤防が破れるなど決壊した場合の想定浸水の深さが想定されたものです。
　遠賀川の河川や堤防を管轄する国土交通省の遠賀川河川事務所では、このハザードマップの浸水想定区域等を参照し、遠賀川流域の人々の暮らしを守るため、ハザードマップ策定後、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業（堰（せき）や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新）が行われており、庁舎建設予定地周辺部の堤防の状況は、安全性が確保された完成堤防（今後当分の間は整備予定のない完成形）との回答でした。
　市ではこの地域の堤防のみでなく、嘉麻市全体の遠賀川流域の堤防管理等について、遠賀川河川事務所に今後も要望していきたいと思っています。
【参　考】：建設予定地と現在の各庁舎周辺部等の浸水想定範囲（主なものを抜粋）
- 建設予定地　　稲築多目的運動広場：2.0m～5.0m
- 碓井地区　　碓井庁舎：1.0m～2.0m、　道の駅うすい：2.0m～5.0m
- 山田地区　　山田庁舎：浸水想定区域不明（山田川は県河川であり、県において調査が行われていないため、山田地区の浸水想定区域が不明）
- 嘉穂地区　　嘉穂庁舎：1.0m～2.0m、嘉穂郵便局：2.0m～5.0m
- 稲築地区　　稲築庁舎：2.0m～5.0m、稲築体育館：2.0m～5.0m

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〇活断層等の指摘について
　岩崎断層については「飯塚地区の出山層について（筑豊炭田、出山層の研究-３）」（九州大学理学部研究報告書/地質学第９・１０巻に掲載）という研究報告書に記載されていましたが、報告書の中には活断層ということは、明記されていませんでした。
　現在、市で把握している活断層は、福岡県内６つの活断層（小倉東断層、福智山断層、西山断層、警固断層、水縄断層、宇美断層）です。その中で、本市の北西から南東方向に西山断層帯嘉麻峠区間において「地域評価のための活断層調査（文部科学省事業）」が行われ、平成２５年度に成果報告が発表されていますが、その中においても、岩崎断層というのは、取り上げられていないところです。

　しかしながら、地震はいつ何処で発生するかは想定が困難であるため、庁舎を含む公共施設は耐震性のある建物とする必要があると考えています。

〇安心安全な施設について
　詳細な建設内容、周辺環境整備等は、建築学等の専門家や市民による審議会で検討し、建設基本計画案として定められ、事業費については予算案として算定されます。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔公開質問状による質問３〕
　市長就任後、平成24年の特別委員会で審議された内容と建設計画で惹起した造成工事等を議会にどのように説明され、議会の了承を得たのか。
　また、平成24年の特別委員会で「庁舎問題検討報告書」を説明した当時の所管課長（現副市長）の説明内容と建設計画にあたっての説明には、大きな乖離があると考えるが、この説明責任をどのように考え、対処されるのか考えを明らかにしてほしい。

【嘉麻市の回答３】
　当時の説明と建設計画の内容に大きな乖離があるとの質問内容が具体的に特定されていませんが、造成工事の考え方等について回答させていただきます。
　当時の庁舎問題検討報告書では、各候補地の総合比較において、それぞれ長所、問題点が示されており、また、各候補地の事業費の算出では、必要最小限の費用比較として算定したものであるとの内容を、当時の特別委員会で報告をさせていただいています。
　この報告書における造成工事費用は、全候補地において施設が建築できるレベル、いわゆる『あら造成』程度までが想定されています。
　このあら造成については、碓井庁舎増築案と稲築多目的運動広場新築案では従前要件を満たしているため、この報告書には造成費は計上されていません。
　一方、碓井グラウンドでの新築案については、県道から３mほど高い位置にあり、専門家の意見から、このグランドの擁壁が、新築庁舎の重量に耐えきれない可能性が大きいということでの擁壁改修費を計上し、牛隈交差点付近での新築案は、場所が特定されていない何れかの場所における私有地の農地を埋め戻してあら造成するまでの概算造成費が計上されていたものです。
　ただし、その後の排水施設や仕上げ造成等に関する経費については、全候補地において、詳細な測量設計をした後にしか判明しない部分があるため、これらの経費の要否については、稲築多目的運動広場の案にのみ計上されていないのではなく、全ての４つの候補地共に報告書に経費計上されてないものです。
以上の観点から、当時の説明と現在の説明に違いはないと考えています。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

【参考：当時の市議会特別委員会での議事録（抜粋）】
＊平成２３年７月１９日開催の第３回庁舎特別委員会　議事録から

● 「庁舎を新築した場合に、全用地取得した場合の造成費の単価として、27,000円を見込んでおり、単価の根拠としては、5,000㎡の一団地の土地を造成し、農地の埋戻しを約1.5m、擁壁4面での標準的な造成を行った場合の概算単価を見込んでいる」と説明。

＊平成２４年４月２３日開催の第５回庁舎特別委員会　議事録から

● 碓井グランドの造成費50,000千円については、「県道から３mほど高い位置にあり、専門家の意見から、このグランドの擁壁が、新築庁舎の重量に耐えきれない可能性が大きいということで、その改修費も含まれている」と説明。

● 牛隈交差点付近については、「用地購入費、造成費に多額の費用を費やすことが想定、用地取得に事業がうまく進まない場合にはとん挫する可能性もある」と説明。造成単価については、27,000円/㎡で計上。

● 「防災などの観点で、ハザードマップとか、耐震は安全だと思うが、水害とかの考慮されるのか。」との質問に対し、「まず建設地をどこに決めるかということで決めている、実際の防災面とか、報告書にもあるように、今後設計の中でそういうものは必ず入れていかなければならない。」と回答。

● 「候補地に庁舎を建てた場合どうなるか、必要最小限建てた場合どうなるのかということで、検討を進めてきた経緯がある」と回答。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔公開質問状による質問４〕
　本庁舎及び分庁舎の業務は、市民にとってもっとも身近かなサービスの一つであるが、庁舎建設によって、市民サービスの低下と各地区の庁舎周辺の商店街等の衰退は明らかであるが、庁舎建設と行財政改革で片づけるにはあまりに乱暴すぎる。市民に、事前に今後どのような市民サービスを行い、さらに、旧庁舎周辺の振興策など、具体的な建設計画等の丁寧な説明が必要と考えるが如何か。

【嘉麻市の回答４】
〇行財政改革について
　社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政推進の実現を目指し、嘉麻市行政改革推進審議会（大学教授、商工会議所、行政区長、ＰＴＡ連合会等の学識経験者８人と公募市民委員４人の計１２人により構成）が平成１８年度に設置され、これらの調査審議結果である答申を尊重し、市の行政改革を進められています。

　また、直近の平成２５年度及び平成２６年度の答申では、庁舎課題や行政改革の早急な取り組み等について審議会から以下のとおりご指摘いただいております。

〔嘉麻市行政改革推進審議会答申の抜粋〕
・平成２５年９月２７日答申より
　嘉麻市の将来を見据えた大きな視点からの行政改革として見たとき、遅延・未着手となっている取組事項の多くは、庁舎問題が大きな阻害要因となり、その進捗が阻まれていることは明白であります。また、合併特例債の活用期限が平成３２年度であるならば一時の猶予も許されるものではなく、市として方向性すら定められていない現状のまま時を経過していることについて、審議会としても憂慮するところです。行政改革の円滑なる推進には庁舎問題の解決が必要不可欠であり、早急なる対応が求められるところです。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

・平成２６年１１月２８日答申より

新庁舎建設については、市長から方向性が出されており、前進していることは評価するところであります。ただ、現在でも市民はまだ旧市町の意識が強いように思われます。嘉麻市民としての市民意識を形成する意味でも、新庁舎の建設は重要であり、１年でも早い建設を要望します。

（分庁の見直し）

新庁舎建設については、合併特例債の発行期限である平成３２年度までに新設する方向性が出されているということであるが、定員適正化計画の観点からも１年でも２年でも早く建設する必要がある。早期に庁舎建設計画を作成し、速やかに進められたい。

（計画的な職員数の削減）

平成３９年度に３５０人体制を達成することとしているが、もっと早期に達成するためにスピードアップを図るべきである。財政状況が悪くなり、赤字が増えていく状況であるため、新庁舎建設による人員整理及び各所の合理化を実施し、早期の目標達成を目指していくべきである。

〇地域振興について

旧庁舎周辺の振興策などの地域活性化については、重要テーマの一つと考えており、具体的なプランを庁内検討会議において検討しています。

これらの検討結果については、審議会の中で建設基本計画案の作成の中でご議論いただく予定にしており、この後、具体的な建設計画等について丁寧に説明したいと考えています。

また、諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また、地域振興やコミュニティ拠点として、各地域（現在の各庁舎位置周辺を想定）には支所の設置を検討します。

併せて、本庁舎や支所からも遠い地域では、郵便局等での住民票の写しの交付の可否などについても調査する予定です。

※　支所には、支所の執務室の他、期日前投票や各公共的団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースをもった施設をイメージしています。

※　本庁までの交通確保のため、本庁舎と支所を循環するバス等、市民の皆さまが利用しやすい公共交通対策について、関係機関と協議し検討する予定にしています。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔公開質問状による質問５〕
　予定ケ所には、稲築スポーツプラザがあり市内の体育施設として多くの市民が利用している。この施設の対処に関しても教育委員会と今後調整すると答弁がおこなわれ、建設優先の計画ありきで、何もかもが事後調整では市民に対し説明が不十分であり、これらの事業計画や予算を市民に説明することが、市長の重要な役目と考えるが如何か。併せて、立地に関連する施設には、稲築地区公民館があり、この施設の改築は地区関係者からの請願があり議会で採択されている。これらの施設等の計画や事業予算等も自治基本条例に則り、事前に市民に理解求めるべき責任があり、また、これらのことを総合すると行財政計画を見直す必要があると考えるが明確な回答を。

【嘉麻市の回答５】
〇稲築スポーツプラザについて
　稲築スポーツプラザは、新庁舎建設との関連性が生じる以前、平成１９年度の行政改革推進本部決定により、統合対象施設として位置づけられており、これらの行政改革による統合対象施設は、その後のあり方等について各所管課において検討されている状況です。
　また、稲築スポーツプラザは、今回の新庁舎建設に関連し庁舎問題報告書においても解体が想定されていますが、公共施設を廃止するには、施設の廃止条例や解体予算の市議会による議決が伴いますので、これらについても教育委員会と協議し、自治基本条例に沿った手続きが必要になると考えられます。

〇稲築地区公民館について
　稲築地区公民館については、平成２４年９月に請願書が議会採択されています。
　改築等を行う場合は、大規模な予算が必要になりますので、市の全体的な計画、財政状況等を勘案し、予算の市議会による議決が伴いますので、これらについても教育委員会と協議し、自治基本条例に沿った手続きが必要になると考えられます。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔公開質問状による質問６〕
　自治基本条例無視の庁舎建設が、市民の市政に対する疑惑や欺瞞を醸成し、市民の一体感を損ねているが、市長としてこの責任をどのように考えているのか。
　庁舎建設は基礎的自治体としての基盤づくりにはならず、若者定住促進、産業振興や教育環境の整備、観光事業等の独自性のある事業の促進こそが、市が行わなければならない事業であり、そのための行財政改革や合併特例債の活用こそが、市民にとっての安心・安全のまちづくりとなり、市民の一体感の醸成となると考えるが如何か。

【嘉麻市の回答６】
〇市長の責任について
　市長の職務は、市を代表し、市の事務を管理し執行することです。
（＊事務を執行するには、条例案、予算案については、必ず市議会の議決が必要です。）
　本来であれば、平成２４年１２月に庁舎の位置が稲築多目的運動広場に変更になった条例が＊特別多数議決（３分の２以上の議員が賛成）された時に、この地方自治制度の根幹である市議会の議決を受けて法律的な確定力をもち、しかも市民にとって重大な関心があり、市民サービスに大きな影響を与える可能性のあるこの条例の施行に向けて、誠実に対応する必要があったと考えられますが、この特別多数議決の条例が長い間、放置されていたことが、市民の皆様の不安や懸念を与えてきた最大の原因であろうと認識しています。
　現状においては、市長の責任として、憲法・法律・条例等の全ての法令に基づき、適切に事務を執行しております。

＊特別多数議決
　地方自治法の規定により、一般的な議案の議決要件は、出席議員の２分の１以上の同意により議決されますが、特に重要な議案である庁舎の位置を定める条例の議案の場合は、３分の２以上の出席議員の同意が必要になります。

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〇地方自治の仕組みとして
・日本国憲法において
　憲法第９２条、第９３条において、市町村の行政運営については、法律で定められることになっており、議事機関として議会を設置し、市長や議員は住民により選挙されることになっています。
　また、憲法第９４条において、行政執行に関し法律の範囲内において市町村は条例を制定することができると規定されています。
・法律（地方自治法）において
　憲法に基づき、地方自治の組織及び運営に関する事項を定めている法律である地方自治法では、住民に選挙された代表者（いわゆる２元代表制。事務を執行する市長、議事を議決するのは議会議員）により行政が運営されることが規定されています。〔このことを議会制民主主義といいます。〕
・嘉麻市自治基本条例において
　本市では、市民が主体の自治の実現をさらに図るために、憲法や法律の範囲内において市民・議会・市長等の権利や責任、役割等について定めている嘉麻市自治基本条例があります。嘉麻市は、これに基づき自治の推進を行っており、この庁舎課題についても、情報提供、説明会の実施、審議会の設置等を実施しています。

〇庁舎以外の事業について
　現在、庁舎建設以外の若者定住、教育、産業、交通、福祉等、さまざまな事業を施政方針に基づき実施しています。今後も庁舎建設事業も含め、必要な事業について財源等を勘案し実施していく予定です。

※　庁舎関連事業以外の合併特例債の活用について、「①合併特例債の活用見込」とこれまでの「②合併特例債の事業実績を」記載しますので、ご参照ください。

〔参考：①合併特例債活用見込（平成２６年８月財政計画）〕
- 小中学校大規模改造事業　１４億円
- 住宅除却事業　７千万円
- 高速ブロードバンド事業　１０億円
- ごみ処理長寿命化　８億円

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔参考：②合併特例債の事業実績（平成２７年度当初予算ベース）
嘉麻市が合併により誕生した後、合併特例債を活用し実施した具体的な事業名等を記載しています。（継続中の事業は見込です。）

事　　業　　名	事業年度（見込）	総事業費（見込）単位：千円
地域振興基金積立事業	H18～H20	2,591,000
市場前通り線道路改良事業（学橋）	H20	95,557
樋渡～穂波線道路改良事業	H20	7,591
高等学校施設整備事業（大隈城山校トイレ）	H20	13,927
学童保育所改修事業（上山田小、稲築西・東小）	H20	17,112
五反田碓井線道路新設事業	H21～H26	136,373
嘉穂地区小学校統合事業	H21～H25	2,663,840
嘉穂地区学童保育所建設事業	H22～H25	129,771
鴨生地区水害対策事業	H23～H29	859,505
水道事業会計補助金	H23～H27	272,849
かんがい施設整備事業	H24～H25	73,556
市街地浸水対策事業	H25～H29	237,760
火葬場建設事業	H25～H29	1,160,194
ヤ子町キシサカ線道路改良事業	H25～H28	102,880
防犯灯整備事業	H25	101,187
スクールバス導入事業	H25～H26	53,766
梅林公園整備事業	H25～H27	301,725
牛隈小学校大規模改修事業	H25～H26	286,094
合計		9,104,687

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〇基礎的自治体としての庁舎建設の必要性

　現在の各庁舎は経年劣化が著しく、また現行の耐震基準に基づいておらず、防災面及び安全性の面で大きな問題があります。
　合併特例債の活用期限（平成３２年度までであれば、事業費の約３分の２を国が措置）であれば、庁舎整備、跡地利活用まで含んだ整備計画を検討できますが、平成３３年度以降は、どんなに庁舎が老朽した状態となっても全ての経費（修理、補強、除却、建替等）を、国の補助金もない市の負担額で実施しなくてはならず、財政運営上とても不利な条件となり、現在の市の財政計画よりはるかに大きな支出となるのは明らかです。

　庁舎整備を行い、今後数十年にわたり庁舎を安心して使用でき、また、職員の適正化を図りスリムな組織を構築し、職員人件費の抑制を行い、これらの経費を今後不足が想定される市の収入に充当し、住民サービスの維持に努めることが、この事業の目的です。庁舎に関する取り組みは、嘉麻市が今後基礎的な自治体としてあり続けるために必要不可欠な事業であると考えられます。

　また、アンケートや市民説明会においても、早急に建設して基礎的自治体を確保すべきであるとのご意見もいただいております。（平成２７年１月に実施したアンケートでは、本庁舎の建設時期について、少しでも早い方がよいとの回答が１９．３%、合併特例債の活用期限である平成３２年度までに行った方がよいとの回答が３８．８%と平成３２年度までの実施を望む意見が合算して５８．１%との結果でした。
　なお、このアンケート結果の主なものは広報嘉麻（平成２７年７月号）、また、アンケート結果の全体については市のホームページ・各庁舎の情報コーナーにてご覧になることができます。）

３章　公開質問状に関する回答について（平成２７年８月３日回答）

〔公開質問状による質問７〕
自治基本条例に則って庁舎建設につては、市民の意見を反映させるために住民投票を行う意思はないのか。

【嘉麻市の回答７】
次の４つの観点から位置問題の住民投票については、現状想定をしていない所です。

① 市民の代表である議会において、法律的な確定力を有する地方自治体の意思として決定されていること。
② 嘉麻市の行政の長である市長には、市民の代表意思そのものである議会における特別多数決で示されたこの条例の施行に向けて、誠実に対応しその責任を果たす義務があること。
③ 稲築地区への本庁機能を集約できる本庁舎整備と行財政改革の実施については、昨年（平成２６年４月）の市長選挙での選挙公約でもあり、市長就任後の施政方針でもあること。
④ 住民投票の実施には多大な経費がかかること。

また、住民投票については、従前、地方自治法による直接請求制度として確立しており、署名により住民投票の実施について請求等を行うことができます。
さらに、嘉麻市では嘉麻市自治基本条例、嘉麻市住民投票条例による規定により有権者の３分の１を超える署名があった場合は、住民投票の実施が義務付けられています。

〔公開質問状の提出の際に口頭で追加された質問８〕
平成２７年２月に提出した嘉穂地区市民の署名が添えられた住民無視の庁舎建設反対要請書の取り扱いは？

【嘉麻市の回答８】
取り扱いとしては、住民の貴重な意見として受けとめております。
ただ、市としては、住民無視の庁舎建設をするつもりは全くありません。
施政方針や広報誌、市民説明会等により説明させていただいた通り、市民への正確な情報提供、新庁舎の建設基本計画及び支所庁舎のあり方等については審議会を設置するなど、市民の皆様との協働により合意形成を図り、議会のご理解をいただきながら、丁寧に対応していく予定です。

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○本部会議等の全体イメージ

嘉麻市新庁舎建設設置本部会議
（平成２６年１０月３１日設置）

◇組　織
【本部長】市長 【副本部長】副市長
【部員】教育長、総務財政及び市民環境担当総合調整監、産業建設担当総合調整監、
福祉事務所長、総務課長、人事秘書課長、防災対策課長、企画調整課長、財政課長

◇　所　掌
- 新庁舎建設の推進についての重要事項に関すること。
- 新庁舎建設の推進における総合調整に関すること。
- 新庁舎建設の連携及び協力に関すること。
- 庁舎問題に関すること。
- 新庁舎建設後の組織機構に関すること。
- その他新庁舎建設に関すること。

協議調整・専門的事項の検討指示　⇩　⇧　協議調整結果・検討結果報告

各専門部会
（各内容は次ページ以降参照）

※本部会議、専門部会の事務局は、庁舎・交通体系対策室が実施

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○本部会議の構成

平成27年8月31日現在

◇本部長　　嘉麻市長　赤間幸弘
◇副本部長　副市長　白石二郎
◇本部員
- 教育長　木本寛昭
- 総務財政及び市民環境担当総合調整監　秋吉俊輔
- 産業建設担当総合調整監　福田正幸
- 福祉事務所長　西田剛
- 総務課長　伊藤節
- 人事秘書課長　平川俊昭
- 防災対策課長　松隈直文
- 企画調整課長　西野由美
- 財政課長　大村輝生

◇事務局
- 庁舎・交通体系対策室長　小林純一
- 庁舎・交通体系対策室長補佐　橋垣康秀
- 庁舎・交通体系対策係長　柴田英樹
- 庁舎・交通体系対策係　塚本明弘

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○本部会議開催実績

第１回　平成26年10月31日
- ・嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置
- ・庁舎問題に関するこれまでの経緯
- ・庁舎問題のこれまでの課題と重要な対策視点
- ・庁舎建設等に関するスケジュール案
- ・庁舎問題に関するアンケート実施

第２回　平成26年12月2日
- ・新庁舎に関する調査特別委員会の資料等協議

第３回　平成26年12月24日
- ・庁舎に関する意識調査（アンケート）の内容等の決定
- ・行財政改革及び庁舎建設に関する職員説明会協議

第４回　平成27年1月30日
- ・議会提出予定資料の協議等

第５回　平成27年2月16日
- ・議会提出予定資料の協議
- ・本部会議の専門部会委員の募集等

第６回　平成27年3月20日
- ・市民説明会に関する協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議等

第７回　平成27年4月30日
- ・市民説明会に関する協議
- ・庁舎スケジュールに関する協議等

第８回　平成27年6月4日
- ・議会提出予定資料の協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議
- ・本部会議の専門部会に関する協議等

第９回　平成27年7月9日
- ・今後のスケジュールに関する協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議等

第１０回　平成27年8月17日
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議
- ・議会提出予定資料の協議等

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○各専門部会（設置順記載）

庁舎のあり方専門部会（あすみ会）

～　将来（あす）の嘉麻市を見（み）据えて、庁舎建設を進める会　～

【設置目的】
市民の方と接する機会の多い若手職員の柔軟かつ斬新な意見をもって、庁舎建設に関する諸問題について検討を行う。

【所掌内容】
・バリアフリーや待合環境、市民スペース、動線等のあり方に関すること
・執務スペースのレイアウト等に関すること
・支所機能のあり方に関すること
・庁舎建設後のまちづくりに関すること
・その他庁舎のあり方等に関し必要な事項に関すること

【構成】右表のとおり

【設置日】平成27年3月12日
（平成27年8月末現在　計6回の会議開催）

所　属	氏　名	備　考
税務課	吉田　健	部会長
生涯学習課	中原秀人	
人事秘書課	穴見琴枝	
産業振興課	山本晋哉	
総合窓口課	松本浩一	
企画調整課	松岡　彰	
保護課	是枝貴善	
市民課	山下　愛	副部会長
税務課	渡辺　亮	副部会長
社会福祉課	松尾貴雄	
水道局	長野　卓	
スポーツ推進課	齊藤達也	
総務課	姫野幸樹	
産業振興課	竹原　優	
人事秘書課	山口陽子	

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○各専門部会（設置順記載）

組織機構専門部会

【設置目的】
　職員定員適正化計画に定められた職員削減目標の実現を基本とし、新庁舎建設後の組織、職員の配置等のあり方及び支所設置の必要性、支所で実施すべき業務の範疇並びに支所に配置すべき人員等について検討を行う。

【所掌内容】
・新庁舎建設後における組織機構及び所掌事務に関すること
・新庁舎建設後の人員の配置に関すること
・新庁舎における課等の配置レイアウト等に関すること
・支所における所掌事務及び配置人員に関すること
・その他組織機構等に関し必要な事項に関すること

【構成】右表のとおり
【設置日】平成27年4月12日
（平成27年8月末現在　計4回の会議開催）

所　属	役　職	氏　名	備 考
人事秘書課	課　長	平川俊昭	部会長
	課長補佐	草野秀紀	
財政課	課　長	大村輝生	
	課長補佐	上村淳二	
市民課	課　長	松岡まゆみ	
	課長補佐	山崎雅代	
	国保年金係長	原田幸治	
職員組合	代表者	古川伸一	副部会長

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○各専門部会（設置順記載）

地域活性化専門部会

【設置目的】
　庁舎建設地及び従来庁舎があった地域が有機的に連携し、現庁舎の土地及び建物等の資産（以下「庁舎資産」という。）を有効に活用することにより、嘉麻市の4つの地域として発展できるよう、地域活性化に関する全体ビジョンの確立を目的とする。

【所掌内容】
・既存庁舎の周辺環境、敷地及び建物の現状把握に関すること
・4つの地域におけるまちづくりの方向性に関すること
・庁舎資産の利活用における基本的な考え方に関すること
・その他庁舎資産の利活用に関し必要な事項に関すること

【構成】右表のとおり
【設置日】平成27年4月21日
（平成27年8月末現在　計4回の会議開催）

所　属	役　職	氏　名	備　考
企画調整課	課　長	西野由美	部会長
	課長補佐	赤坂　晋	
財政課	参　事	石坂禎久	副部会長
	管財係長	永冨栄仁	
住宅課	課　長	永水秀一	
	課長補佐	青柳和之	
山田総合窓口課	課　長	森田大助	
稲築総合窓口課	課　長	田中義文	
碓井総合窓口課	課　長	松岡まゆみ	
嘉穂総合窓口課	課　長	田中都幸	

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○各専門部会（設置順記載）

安心・安全な庁舎のあり方検討専門部会

【設置目的】
　新庁舎の建設予定地において、ハザードマップ上における浸水指定の現状等を鑑み、安心・安全な庁舎のあり方について検討するとともに、浸水対策の基本的な考え方、防災拠点施設としての機能に関する事項を含め、本市の安心安全なまちづくりにつながる新庁舎を実現するために調査検討を行う。
【所掌内容】
・安心・安全な庁舎のあり方に関すること
・浸水被害を想定した敷地利用の考え方に関すること
・防災拠点施設としてのあり方に関すること
・災害時における各支所での対応及び災害対策本部との連携に関すること
・市内の水害実績に関すること
・堰等の治水整備による水害対策効果に関すること
・ハザードマップに示される浸水指定への対策に関すること
【構成】右表のとおり
【設置日】平成27年4月21日
（平成27年8月末現在　計4回の会議開催）

所　属	役　職	氏　名	備　考
総務課	課　長	伊藤　節	部会長
	係　長	貞金健一	
防災対策課	課　長	松隈直文	副部会長
	消防防災係長	大場直樹	
土木課	課　長	中並嘉之	
	参　事	廣瀬義孝	
都市計画課	課　長	山本英二	
	都市計画・公園係長	井桁徹典	

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○各専門部会（設置順記載）

情報通信技術専門部会

【設置目的】
　新庁舎建設に伴う電算システム機器の設置及び移転後の円滑な稼動を確保することを目的として、設計段階より電算システムの配置等に関する検討を行うものとする。

【所掌内容】
・新庁舎建設に伴う電算室の配置に関すること
・新庁舎建設における電算機器等の配置等に関すること
・効率的な電算運用を可能とする方策に関すること
・本庁と支所間の情報通信等に関すること
・その他庁舎整備に伴う情報通信技術に関し必要な事項に関すること

【構成】右表のとおり

【設置日】平成27年6月18日
（平成27年8月末現在　計2回の会議開催）

所　属	役　職	氏　名	備 考
総 務 課	課　長	伊 藤　節	部会長
	電算システム係 長	坂 田 清 史	
	総務係長	貞 金 健 一	
人事秘書課	課長補佐	草 野 秀 紀	
	秘書・広報係 長	西 田 俊 輔	
地域情報課	課　長	篠 崎 慶 太	副部会長
	課長補佐	鎌 田 一 誠	
財 政 課	財政係長	廣 谷 友 紀	
	係	大 谷 卓 也	起債担当

資料　嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

○専門部会開催実績

庁舎のあり方専門部会(あすみ会)
＊将来(あす)の嘉麻市を見(み)据えて、庁舎建設を進める会
第1回　平成27年3月12日
・正副部会長の選考、出前講座、市民説明会について
第2回　平成27年4月23日
・庁舎の問題点について
第3回　平成27年5月8日
・庁舎資産の有効活用について
第4回　平成27年6月8日
・庁舎資産の有効活用について
第5回　平成27年7月9日
・庁舎資産の有効活用について
第6回　平成27年8月19日
・先進地視察(飯塚市)

地域活性化専門部会
第1回　平成27年4月21日
・正副部会長の指名
・庁舎資産の利活用における基本的な考え方について
第2回　平成27年5月27日
・庁舎資産の利活用における基本的な考え方について
第3回　平成27年7月9日
・庁舎資産の利活用における基本的な考え方について
第4回　平成27年7月29日
・庁舎資産の利活用における基本的な考え方について

情報通信技術専門部会
第1回　平成27年6月18日
・正副部会長の指名
・新庁舎建設に伴う電算システムの考え方について
第2回　平成27年7月31日
・新庁舎建設に伴う電算システムの考え方について

組織機構専門部会
第1回　平成27年4月21日
・正副部会長の指名
・新庁舎建設後における組織機構及び所掌事務、人員等について
第2回　平成27年5月27日
・新庁舎建設後における組織機構及び所掌事務、人員等について
第3回　平成27年7月23日
・新庁舎建設後における組織機構及び所掌事務、人員等について
第4回　平成27年8月4日
・新庁舎建設後における組織機構及び所掌事務、人員等について

安心・安全な庁舎のあり方検討専門部会
第1回　平成27年4月21日
・正副部会長の指名
・市内の水害実績及び対策効果、ハザードマップ浸水指定対策について
第2回　平成27年5月27日
・市内の水害実績及び対策効果、ハザードマップ浸水指定対策について
第3回　平成27年7月7日
・市内の水害実績及び対策効果、ハザードマップ浸水指定対策について
第4回　平成27年7月30日
・市内の水害実績及び対策効果、ハザードマップ浸水指定対策について